

教第92号議案

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則の件
神戸市就学援助規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成31年3月11日提出

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則
神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条中

「別表2の項，5の項，8の項，9の項及び11の項」
を

「別表2の項，5の項，8の項，9の項，11の項及び13の項」
に改め，

第7条中

「別表1の項から9の項まで及び12の項の項目」
を

「別表1の項から9の項まで，12の項及び13の項の項目」
に改め，

別表中12の項の次に次のように加える。

13	卒業アルバム代 等	児童（第6学年の者に限る。）又は生徒（第3学年の 者に限る。）全員が購入することとなる学校が指定す る卒業アルバム等の購入費
----	--------------	--

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

就学援助の費目に「卒業アルバム代等」を加えるにあたり、教育委員会規則を改正する必要があるため。

神戸市就学援助に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

現行	改正案																											
略	略																											
<p>(援助費)</p> <p>第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項____及び11の項とする。</p>	<p>(援助費)</p> <p>第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項、<u>11の項及び13の項</u>とする。</p>																											
略	略																											
<p>(認定の期間)</p> <p>第7条 教育長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて第3条に規定する援助費を支給するものとする。なお、被認定者は別表1の項から9の項まで及び12の項____の項目についての援助費の請求、受領及び執行を、当該被認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。</p>	<p>(認定の期間)</p> <p>第7条 教育長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて第3条に規定する援助費を支給するものとする。なお、被認定者は別表1の項から9の項まで、<u>12の項及び13の項</u>の項目についての援助費の請求、受領及び執行を、当該被認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。</p>																											
略	略																											
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="164 1395 791 1736"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>項目</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	項目	定義	略	略	略													<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="807 1395 1437 1736"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>項目</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>卒業アルバム代 等</td> <td>児童（第6学年の者に限る。） 又は生徒（第3学年の者に限る。） 全員が購入することとなる学校 が指定する卒業アルバム等の購 入費</td> </tr> </tbody> </table>	項	項目	定義	略	略	略	13	卒業アルバム代 等	児童（第6学年の者に限る。） 又は生徒（第3学年の者に限る。） 全員が購入することとなる学校 が指定する卒業アルバム等の購 入費
項	項目	定義																										
略	略	略																										
項	項目	定義																										
略	略	略																										
13	卒業アルバム代 等	児童（第6学年の者に限る。） 又は生徒（第3学年の者に限る。） 全員が購入することとなる学校 が指定する卒業アルバム等の購 入費																										

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の理由

神戸市就学援助の支給費目及び支給単価については、文部科学省による要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を基準に、他都市の状況を鑑みて決定している。この度、2019年度要保護児童生徒援助費補助金の予算単価案が提出され、援助費目として「卒業アルバム代等」が追加された。これに伴い、神戸市でも同費目を就学援助の支給対象に追加するため、規則の改正を行う。

2 改正の概要

- ①第3条、第6条について、卒業アルバム代等に関する規定を加える。
- ②別表中に13の項として卒業アルバム代等を追加する。

3 改正規則の施行予定日

平成31年4月1日